

「こども未来戦略」

～ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ～

令和5年12月22日

目 次

<u>I. こども・子育て政策の基本的考え方</u>	1
<u>II. こども・子育て政策の強化：3つの基本理念</u>	4
1. こども・子育て政策の課題	4
(1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない	4
(2) 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある	5
(3) 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する	6
2. 3つの基本理念	8
(1) 若い世代の所得を増やす	8
(2) 社会全体の構造・意識を変える	9
(3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する	10
<u>III. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～</u>	13
<u>III-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策</u>	14
1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組	14
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	18
3. 共働き・共育ての推進	24
4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	28
<u>III-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保</u>	30
<u>III-3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠</u>	33
<u>IV. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進</u>	34
1. こどもを生み、育てるなどを経済的理由であきらめない	34
2. 身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てられる	34
3. どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つ	35
4. こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる	35
<u>おわりに</u>	36

I. こども・子育て政策の基本的考え方

～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～

- 少子化は、我が国が直面する、最大の危機である。
- 2022 年に生まれた子どもの数は 77 万 759 人となり、統計を開始した 1899 年以来、最低の数字となった。1949 年に生まれた子どもの数は約 270 万人だったことを考えると、子どもの数はピークの 3 分の 1 以下にまで減少した。また、2022 年の合計特殊出生率は、1.26 と過去最低となっている。
- しかも、最近、少子化のスピードが加速している。出生数が初めて 100 万人を割り込んだのは 2016 年だったが、2019 年に 90 万人、2022 年に 80 万人を割り込んだ。このトレンドが続けば、2060 年近くには 50 万人を割り込んでしまうことが予想されている。
- そして、少子化は、人口減少を加速化させている。2022 年には 80 万人の自然減となつた。今後も、100 万人の大都市が毎年 1 つ消滅するようなスピードで人口減少が進む。現在、日本の総人口は 1 億 2,500 万人だが、このままでは、2050 年代に 1 億人、2060 年代に 9 千万人を割り込み、2070 年に 8,700 万人程度になる。わずか 50 年で、我が国は人口の 3 分の 1 を失うおそれがある。
- こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第 3 位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。人口減少が続けば、労働生産性が上昇しても、国全体の経済規模の拡大は難しくなるからである。今後、インド、インドネシア、ブラジルといった国の経済発展が続き、これらの国に追い抜かれ続ければ、我が国は国際社会における存在感を失うおそれがある。
- 若年人口が急激に減少¹する 2030 年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、2030 年までに少子化トレンドを反転できなければ、我が国は、こうした人口減少を食い止められなくなり、持続的な経済成長の達成も困難となる。2030 年までがラストチャンスであり、我が国が持てる力を総動員し、少

¹ 年間出生者数の推移を見ると、2000 年代に入るまでは 120 万人程度で推移していたが、その後急速に減少しており、減少した世代が 30 代を迎える 2030 年代に入ると若年人口は急減することが見込まれる。

子化対策と経済成長実現に不退転の決意で取り組まなければならない。

- 今回の少子化対策で特に重視しているのは、若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできないことを明確に打ち出した点にある。もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、これらについての多様な価値観・考え方が尊重されるべきであることは大前提である。その上で、若い世代の誰もが、結婚や、こどもを生み、育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望をもてる社会を作らない限り、少子化トレンドの反転はかなわない。個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させること、これが少子化対策の目指すべき基本的方向である。
- このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めてきており、既に、本年の賃上げ水準は過去30年間で最も高い水準となっているほか、半導体、蓄電池、再生可能エネルギー、観光分野等において国内投資が活性化してきている。まずは、こうした取組を加速化することで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。その中で、経済成長の果実が若者・子育て世代にもしっかりと分配されるよう、最低賃金の引上げや三位一体の労働市場改革を通じて、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。
- 次元の異なる少子化対策としては、(1)構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、(2)社会全体の構造や意識を変えること、(3)全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、の3つを基本理念として抜本的に政策を強化する。
- このように抜本的に政策を強化することにより、こども一人当たりの家族関係支出を見て、我が国のかども・子育て関係予算（GDP比で11.0%）は、OECDトップ水準のスウェーデン（15.4%）に達する水準（一定の前提を置いて試算すると16%程度）となり、画期的に前進する。
- こうした若者・子育て世代の所得向上と、次元の異なる少子化対策を、言わば「車の両輪」として進めていくことが重要であり、少子化対策の財源を確保するために、経済成長を阻害し、若者・子育て世代の所得を減らすことがあってはならない。
- 少子化対策の財源は、まずは徹底した歳出改革等によって確保することを原則とする。

その際、歳出改革等は、国民の理解を得ながら、複数年をかけて進めていく。

- このため、経済成長の実現に先行して取り組みながら、歳出改革の積上げ等を待つことなく、2030 年の節目に遅れることのないように、前倒しで速やかに少子化対策を実施することとし、その間の財源不足は必要に応じてこども・子育て支援特例公債を発行する。
- 経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等による公費節減と社会保険負担軽減の効果を活用することによって、実質的な負担が生じることなく、少子化対策を進める。少子化対策の財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。
- 繰り返しになるが、我が国にとって 2030 年までがラストチャンスである。全ての世代の国民一人一人の理解と協力を得ながら、次元の異なる少子化対策を推進する。これにより、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。
- この「こども未来戦略」（以下「戦略」という。）では以上の基本的考え方に基づき、これまでにない規模で、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していく。
- そのためには、制度や施策を策定・実施するだけでなく、その意義や目指す姿を国民一人一人に分かりやすいメッセージで伝えるとともに、施策が社会や職場で活用され、こども・子育て世帯にしっかりと届くよう、企業、地域社会、高齢者や独身者も含め、社会全体でこども・子育て世帯を応援するという気運を高めていく国民運動が必要であり、こうした社会の意識改革を車の両輪として進めていく。

II. こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

1. こども・子育て政策の課題

- こども・子育て政策については、過去30年という流れの中で見れば、その政策領域の拡充や安定財源の確保に伴い、待機児童が大きく減少するなど一定の成果はあったものの、少子化傾向には歯止めがかからない状況にある。
- 少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、とりわけ、こども・子育て政策を抜本的に強化していく上で我々が乗り越えるべき課題としては、以下の3点が重要である。

(1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

- 若い世代において、未婚化・晩婚化が進行しており、少子化の大きな要因の一つとなっていると指摘されている。
- 若い世代（18～34歳の未婚者）の結婚意思については、依然として男女の8割以上が「いずれ結婚するつもり」と考えているものの、近年、「一生結婚するつもりはない」とする者の割合が増加傾向となっている。さらに、未婚者の希望する子ど�数については、夫婦の平均理想子ど�数（2.25人）と比べて低水準であることに加えて、その減少傾向が続いている。直近では男性で1.82人、女性で1.79人と特に女性で大きく減少し、初めて2人を下回った。
- また、雇用形態別に有配偶率を見ると、男性の正規職員・従業員の場合の有配偶率は25～29歳で27.4%、30～34歳で56.2%であるのに対し、非正規の職員・従業員の場合はそれぞれ9.6%、20.0%となっており、さらに、非正規のうちパート・アルバイトでは、それぞれ6.2%、13.0%にまで低下するなど、雇用形態の違いによる有配偶率の差が大きいことが分かる。また、年収別に見ると、いずれの年齢層でも一定水準までは年収が高いほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。
- 実際の若者の声としても、「自分がこれから先、子どもの生活を保障できるほどお金を稼げる自信がない」、「コロナ禍で突然仕事がなくなったり、解雇されたりすることへの不安が強くなった」などの将来の経済的な不安を吐露する意見が多く聞かれる。また、「結婚、子育てにメリットを感じない」との声や、「子育て世帯の大変な状況を

目の当たりにして、結婚・出産に希望を感じない」との声もある。

- このように、若い世代が結婚やこどもを生み、育てることへの希望を持ちながらも、所得や雇用への不安等から、将来展望を描けない状況に陥っている。雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭等に向け、若い世代の所得の持続的な向上につながる幅広い施策を展開するとともに、Ⅲ. で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）で示すこども・子育て政策の強化を早急に実現し、これを継続していくことが必要である。あわせて、25～34歳の男女が独身でいる理由について、「適当な相手に巡り合わない」とする割合が最も高くなっていることも踏まえた対応も必要である。さらに、幼少期から10代、20代のうちに、こどもと触れ合う機会を多く持つことができるようになることが重要である²。

（2）子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある

- 「自国はこどもを生み育てやすい国だと思うか」との問い合わせに対し、スウェーデン、フランス及びドイツでは、いずれも約8割以上が「そう思う」と回答しているのに対し、日本では約6割が「そう思わない」と回答している。また、「日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との問い合わせに対し、約7割が「そう思わない」と回答している。
- 子育て中の方々からも「電車内のベビーカー問題など、社会全体が子育て世帯に冷たい印象」、「子連れだと混雑しているところで肩身が狭い」などの声が挙がっており、公園で遊ぶ子どもの声に苦情が寄せられるなど、社会全体の意識・雰囲気がこどもを生み、育てることをためらわせる状況にある。
- こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようになるため、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組の更なる拡充を図っていく必要がある。
- また、全世帯の約3分の2が共働き世帯となる中で、未婚女性が考える「理想のライフコース」は、出産後も仕事を続ける「両立コース」が「再就職コース」を上回つ

² 地方自治体による結婚支援（マッチング支援や若い世代のライフデザイン支援等）及び結婚に伴うスタートアップに係る家賃や引っ越し費用等の支援、地方自治体による乳幼児を含むこどもとのふれあい体験に関する取組等に対して、国が実施している支援事業について、引き続き、実施していくことが重要である。

て最多となっているが、実際には女性の正規雇用における「L字カーブ」の存在など、理想とする両立コースを阻む障壁が存在している。

- 女性（妻）の就業継続や第2子以降の出生割合は、夫の家事・育児時間が長いほど高い傾向にあるが、日本の夫の家事・育児関連時間は2時間程度と国際的に見ても低水準である。また、こどもがいる共働きの夫婦について平日の帰宅時間は女性よりも男性の方が遅い傾向にあり、保育所の迎え、夕食、入浴、就寝などの育児負担が女性に集中する「ワンオペ」になっている傾向もある。
- 実際の若者の声としても「女性にとって子育てとキャリアを両立することは困難」、「フルタイム共働きで子育ては無理があるかもしれない」といった声が挙がっている。
- 一方で、男性について見ると、正社員の男性について育児休業制度を利用しなかった理由を尋ねた調査では、「収入を減らしたくなかった（39.9%）」が最も多かったが、「育児休業制度を取得しづらい職場の雰囲気、育児休業取得への職場の無理解（22.5%）」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があった（22.0%）」など多く、制度はあっても利用しづらい職場環境が存在していることがうかがわれる。
- こうしたことから、こども・子育て政策を推進するに当たっては、今も根強い固定的な性別役割分担意識から脱却し、社会全体の意識の変革や働き方改革を正面に据えた総合的な対策をあらゆる政策手段を用いて実施していく必要がある。

（3）子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

- 夫婦の平均理想こども数及び平均予定こども数は2000年代以降、ゆるやかに低下してきており、直近では、平均理想こども数は2.25人、平均予定こども数は2.01人となっている。理想のこども数を持たない理由としては、「子育てや教育にお金がかりすぎるから」という経済的理由が52.6%で最も高く、特に第3子以降を持ちたいという希望の実現の大きな阻害要因となっている。
- また、妻の年齢別に見ると、35歳未満では経済的理由が高い傾向にあるが、35歳以上の夫婦では、「ほしいけれどもできないから」といった身体的な理由が高い。また、いずれの世代も「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」が高い。
- これまでのこども・子育て政策の中では、保育対策にかなりの比重を置いてきたが、0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児であり、こうした家庭の親の多く集まる子育て支援拠点が行った調査によれば、拠点を利用する前の子育て状況として「子育てを

している親と知り合いたかった」、「子育てをつらいと感じることがあった」、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」など、「孤立した育児」の実態が見られる。

- 一方で、在宅の子育て家庭を対象とする「一時預かり」、「ショートステイ」、「養育訪問支援」などの整備状況は、未就園児 1 人当たりで見ると、一時預かりは年間約 2.86 日、ショートステイは年間約 0.05 日、養育支援訪問は年間約 0.1 件など、圧倒的に整備が遅れている。
- 実際の若者の声としても「教育費が昔より高くなっているので、経済的負担を考えると 1 人しか産めなさそう」、「住居費などの固定費に対してお金がかかる」といった負担感のほか、「親の所得でこどもへの支援の有無を判断すべきではない」といった子育て世帯の不公平感を指摘する声もある。
- さらに、子育て家庭が負担感を抱えている現状については、若い世代が子育てに対してネガティブなイメージを持つことにもつながっており、「こどもがいると今の趣味や自由な生活が続けられなくなる」、「こどもを育てるに対する制度的な子育て罰が存在する」などといった指摘の背景ともなっていると考えられる。
- 公教育の再生は少子化対策としても重要であり、こどもを安心して任せることのできる質の高い公教育を再生し充実させることは、次代を担うこどもたちの健やかな育成はもとより、若い世代の所得向上に向けた取組の基盤となり得るほか、基礎的な教育に係る子育て家庭の負担軽減にもつながるものである。このため、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策の推進、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進、国策としての GIGA スクール構想の更なる推進など³、公教育の再生に向けた取組を着実に進めていくことが重要である。
- また、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、「こども未来戦略方針」⁴の決定から 1 年以内にその結果を公表する。
その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。

³ 不登校・いじめ対策や学校における働き方改革の推進に当たっては、地域の関係者との連携・協働も重要であることから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図る。

⁴ 令和5年6月 13 日閣議決定。

2. 3つの基本理念

- I. でも述べたとおり、我々が目指すべき社会の姿は、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会である。また、公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、以下の基本理念とも密接に関連する。こうした社会の実現を目指す観点から、こども・子育て政策の抜本的な強化に取り組むため、この戦略の基本理念は、以下の3点である。

(1) 若い世代の所得を増やす

- 第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持つようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である⁵。
- このため、こども・子育て政策の範疇^{ちゅう}を越えた大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」(成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へつながる)と「賃金と物価の好循環」(企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される)という「2つの好循環」の実現を目指す。
- また、賃上げを一過性のものとせず、構造的賃上げとして確固たるものとするため、①リ・スキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化の三位一体の労働市場改革について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」⁶で決定した事項を、早期かつ着実に実施する。
- さらに、賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」⁷の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用の方々の正規化を含め、雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭に向けた実効性

⁵ 若い世代の長時間労働を是正し、子育てを含め自由に使える時間を増やすことも重要である。

⁶ 令和5年6月16日閣議決定。

⁷ 「働き方改革」の一環として導入された、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)等に基づく不合理な待遇差の禁止。

ある取組を進める。

- こうした施策を支える基盤として、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するため、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の労働者を雇用保険の適用対象とすることとし、2028 年度に実施するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。また、いわゆる「年収の壁（106 万円・130 万円）」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」⁸を着実に実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。
- また、全国どの地域に暮らす若者・子育て世代にとっても、経済的な不安なく、良質な雇用環境の下で、将来展望を持って生活できるようにすることが重要であり、引き続き、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方において若い女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、未来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。
- こうした取組と併せて、Ⅲ. で掲げる「加速化プラン」において、ライフステージを通じた経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組、こども・子育て支援の拡充、共働き・共育てを支える環境整備などを一体として進め、若者・子育て世帯の所得を増やすことで、経済的な不安を覚えることなく、若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていく。

（2）社会全体の構造・意識を変える

- 第二に、少子化には我が国のこれまでの社会構造や人々の意識に根差した要因が関わっているため、家庭内において育児負担が女性に集中している「ワンオペ」の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会を作らなければならない。
- このため、これまで関与が薄いとされてきた企業や男性、さらには地域社会、高齢者や独身者を含めて、皆が参加して、社会全体の構造や意識を変えていく必要がある。こうした観点から、「加速化プラン」においては、こどもまんなか社会に向けた社会全

⁸ 令和5年9月 27 日全世代型社会保障構築本部決定。

体の意識改革への具体策についても掲げることとする。

- また、企業においても、出産・育児の支援を投資と捉え、職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるようにしていく必要がある。この点については、特に、企業のトップや管理職の意識を変え、仕事と育児を両立できる環境づくりを進めていくことが重要である。同時に、育児休業制度自体についても、多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化するとともに、職場に復帰した後の子育て期間における「働き方」も変えていく必要がある。特に、出生率の比較的高い地方から東京圏への女性の流出が続いている現状を踏まえ、全国の中小企業を含めて、女性が活躍できる環境整備を強力に進めていくという視点が重要である。
- 働き方改革は、長時間労働の是正により夫婦双方の帰宅時間を早め、育児・家事に充てる時間を十分に確保することや、各家庭の事情に合わせた柔軟な働き方を実現すること等につながる。また、子育て家庭にとってのみならず、事業主にとっても、企業の生産性向上や労働環境の改善を通じた優秀な人材の確保といった効果があることに加えて、延長保育等の保育ニーズの減少を通じて社会的コストの抑制効果が期待されるものもある。さらに、価値観・ライフスタイルが多様となる中で、子育てに限らない家庭生活における様々なニーズや、地域社会での活動等との両立が可能となるような柔軟で多様な働き方が普及することは、全ての働く人にとってメリットが大きい。このため、特に、働き方改革の実施に課題のある中小企業の体制整備に向けた取組を強力に後押ししていくことが必要である。
- 育児休業を取りやすい職場づくりと、育児休業制度の強化、この両方があって、子育て世帯に「子どもと過ごせる時間」を作ることができ、夫婦どちらかがキャリアを犠牲にすることなく、協力して育児をすることができる。このためには、地域や規模に関係なく全ての企業の協力が不可欠であり、働き方改革の推進とそれを支える育児休業制度等の強化など、「加速化プラン」で掲げる具体的な施策について、政府・経済界・労働界が一体となって、官民挙げて強力に取り組んでいくこととする。

(3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

- 第三に、様々なこども・子育て支援に関しては、親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと、すなわち「全ての

こども・子育て世帯を切れ目なく支援すること」が必要である。

- これまで保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども・子育て政策を強化してきたが、この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容も変化している。
- 具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、こども・子育て支援の内容についても、
 - 親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること
 - 幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと
 - これまで比較的支援が手薄だった、妊娠・出産期から0～2歳の支援を強化し、妊娠・出産・育児を通じて、全ての子育て家庭の様々な困難・悩みに応えられる伴走型支援を強化するなど、量・質両面からの強化を図ること
 - 貧困の状況にあるこどもや虐待を受けているこども、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）、ひとり親家庭のこどもなど、多様な支援ニーズを有するこども・若者や、これらこどもの家庭に対してよりきめ細かい対応を行うこと
- などが必要となっている。
- こうした観点から、こども・子育て支援に関する現行制度全体を見直し、全てのこども・子育て世帯について、親の働き方やライフスタイル、子どもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「加速化プラン」で掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、「総合的な制度体系」を構築することを目指していく。
- また、「総合的な制度体系」を構築する際に重要なことは、伴走型支援・プッシュ型支援への移行である。従来、当事者からの申請に基づいて提供されてきた様々な支援メニューについて、行政が切れ目なく伴走する、あるいは支援を要する方々に行政からアプローチする形に、可能な限り転換していくことが求められる。

- さらに、制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策 DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携などを通じ、子育て世帯等の利便性向上や健康管理の充実、子育て関連事業者・地方自治体等の手続・事務負担の軽減を図る。なお、こうした「こども政策 DX」に積極的に取り組み、各制度の実施に当たっては DX による効率的な実施を基本とするとともに、関係データの連携、そのデータの利活用を図ることは、IV. で掲げる PDCA の推進のためにも重要と考えられる。
- また、全国それぞれの地域社会において、地域の実情に応じた包括的な支援が提供されるよう、国と地方自治体が連携して、こども・子育て支援の強化を図っていく必要がある。その際には、地域ごとの多様なニーズに対して、幼児教育・保育事業者はもとより、企業や NPO・NGO、ボランティア団体、地域住民などの多様な主体の参画の下で、それぞれの地域が有する資源を最大限に活用しながら、こども・子育て世帯を地域全体で支えるための取組を促進していくことが重要である。

III. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

(これから6～7年がラストチャンス)

- 我が国の出生数を1990年以降で見ると、2000年代に入って急速に減少しており、1990年から2000年までの10年間の出生数は約3%の減少であるのに対し、2000年から2010年は約10%の減少、2010年から2020年は約20%の減少となっている。さらに、コロナ禍の3年間（2020～2022年）で婚姻件数は約9万組減少、未婚者の結婚希望や希望こども数も大幅に低下・減少している。
- このままでは、2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減することになり、少子化はもはや歯止めの利かない状況になる。2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、少子化対策は待ったなしの瀬戸際にある。
- このため、以下の各項目に掲げる具体的政策について、「加速化プラン」として、今後3年間の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施する。

III-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(1) 児童手当の抜本的拡充～全ての子どもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付⁹とするとともに、支給期間について高校生年代¹⁰まで延長する¹¹。

児童手当の多子加算については、子ども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、子ども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする¹²。

これら、児童手当の抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、2024年10月から実施する。その際、児童手当の支払月を年3回から、隔月（偶数月）の年6回とする児童手当法（昭和46年法律第73号）の改正を併せて行い、拡充後の初回の支給を2024年12月とする。

(2) 出産等の経済的負担の軽減

～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金（10万円）」について、2024年度も継続して実施するとともに、2025年度から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の新たな給付として制度化することとし、所要の法案を次期通常国会に提出する。くわえて、この新たな給付に伴走型相談支援と組み合わせて実施することを推進し、妊娠期からの切れ目ない支援を着実に実施する。

⁹ 現在は、主たる生計者の年収960万円以上、年収1,200万円未満の場合、月額5,000円の支給となり、年収1,200万円以上の場合は、支給対象外となっている（※）。これらを改め、主たる生計者の年収960万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額15,000円とし、3歳から高校生については月額10,000円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

（※）子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

¹⁰ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

¹¹ 中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえた高校生の扶養控除との関係の整理については、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）による。

¹² 多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとする。

- 本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ（42万円→50万円）及び低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するなど、妊婦の経済的負担の軽減を推進するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。出産費用の見える化については、本年夏にかけて有識者による検討において公表項目等の整理を行ったところであり、今後、医療機関等の協力を得て、必要な情報の収集やウェブサイトの立ち上げを行う。その上でこれらの効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。

(3) 医療費等の負担軽減～地方自治体の取組への支援～

- おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。あわせて、適正な抗菌薬使用などを含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、社会保障審議会医療保険部会などにおける意見も踏まえつつ検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

(4) 高等教育費の負担軽減

～奨学制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）」の創設～

- 教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。
- まず、貸与型奨学金について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわぬよう、減額返還制度を利用可能な年収上限について、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども2人世帯については500万円以下まで、こども3人以上世帯について600万円以下まで更に引き上げる。また、所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せする。
- 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯¹³や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持てない状況を

¹³ 扶養される子供が3人以上の世帯（扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象）。

払拭するため、2025 年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償¹⁴とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

- 授業料後払い制度について、まずは、2024 年度から修士段階の学生を対象として導入¹⁵した上で、2025 年度からの多子世帯の授業料等の無償化と並行して、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進め、今後の各般の議論を踏まえ、速やかに結論を得る。その財源基盤を強化するため、Ⅲ-2. で後述する HECS 債（仮称）による資金調達手法を導入する。
- 地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。

(5) 個人の主体的なり・スキリングへの直接支援

- 企業経由が中心となっている国のお在職者への学び直し支援策について、働く個人が主体的に選択可能となるよう、5 年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにしていく。
- その際、教育訓練給付について、訓練効果をより高める観点から、2024 年度中に給付率等を含めた拡充を行うとともに、個々の労働者が教育訓練中に生ずる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリングに取り組むことができるよう、2025 年度中に訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度を創設するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。

(6) いわゆる「年収の壁（106 万円／130 万円）」への対応

- いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。
- こうした取組と併せて、人手不足への対応が急務となる中で、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、2023 年 10 月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」((1) 106 万円の壁への

¹⁴ 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約 54 万円、私立約 70 万円、入学金は国公立約 28 万円、私立約 26 万円（大学以外も校種・設置者ごとに設定）とする。

¹⁵ 所得に応じた納付が始まる年収基準は子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

対応（①キャリアアップ助成金のコースの新設、②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、（2）130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（3）配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進）を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直しに取り組む。

（7）子育て世帯に対する住宅支援の強化～子育てにやさしい住まいの拡充～

- こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。その中で、理想のこども数を持てない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。
- 具体的には、まず、立地や間取りなどの面で子育て環境に優れた公営住宅等の公的賃貸住宅を対象に、必要に応じて住戸の改修支援等を行い、全ての事業主体で子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を働きかける。これにより、今後10年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約20万戸を確保する。
- さらに、ひとり親世帯など支援が必要な世帯を含め、子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整備する観点から、改正空家等対策特別措置法¹⁶に基づく空家等活用促進区域の設定や空家等管理活用支援法人の指定等により、空き家の所有者へ活用を働きかけ、空き家の改修・サブリースを促進するとともに、戸建てを含めた空き家の子育て世帯向けのセーフティネット住宅への登録を促進することなどにより、既存の民間住宅ストックの活用を進める。これらにより、今後10年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約10万戸を確保する。
- あわせて、子育て世帯等が良質な住宅を取得する際に、住宅金融支援機構が提供する全期間固定金利の住宅ローン「フラット35」について、子どもの人数に応じて金利を引き下げる制度を2023年度中に開始する。
- これらの取組に加えて、子どもの声や音などの面で近隣住民に気兼ねせず入居できる住まいの環境づくりとして、集合住宅の入居者等への子育て世帯に対する理解醸成を図る。また、子育て世帯向け住宅の周知の強化や、子育て世帯に対して入居や生活に関する相談等の対応を行う居住支援法人に重点的な支援を講じることにより、住ま

¹⁶ 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)。

いに関する支援を必要としながらも支援が行き届いていない子育て世帯への取組を強化する。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、児童虐待による死亡事例（心中以外）の約半数が0歳児（うち25%は0か月児）であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。
- このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。その際、アプリやSNSを活用した情報発信など、デジタル技術を積極的に活用する。
- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯に対象を拡大して実施している。更なる利用拡大に向け、本事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるとともに、支援の必要性の高い産婦などを受け入れる施設に対する支援の拡充を行い、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行う。
- 「1か月児」及び「5歳児」への健康診査並びに「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充について、早期の全国展開に向けた支援を行うとともに、「新生児聴覚検査」について、全国での公費負担の実施に向けた取組を進める。
- 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケア¹⁷や産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めるとともに、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める。また、2022年度から保険適用され

¹⁷ 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

た不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。

(2) 幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。
 - ② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

- 具体的には、2025 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- 2025 年度からの制度化に向けて、2023 年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024 年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。
- 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024 年度から行う。

(4) 新・放課後子ども総合プランの着実な実施～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～

- 保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として 1.5 万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。
- このため、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン（2019 年度～2023 年度）による受け皿の拡大（約 122 万人から約 152 万人への拡大）を目指してきたところであるが、本年度末までにその達成が困難な状況であることを踏まえ、この目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024 年度から常勤職員配置の改善などを図る。

(5) 多様な支援ニーズへの対応

～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～

- 経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。
- 2022 年に成立した児童福祉法等の一部改正¹⁸（以下「改正児童福祉法」という。）では、児童虐待の相談対応件数が増加を続けるなど、子育てに困難を抱える世帯が顕在

¹⁸ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 66 号）。

化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中核を担う子ども家庭センターの設置や地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの位置付けの明確化などが行われた。

- また、子どもの貧困対策は、我が国に生まれた全ての子どもの可能性が十全に發揮される環境を整備し、全ての子どもの健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要である。子どものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約45%が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特にひとり親家庭の自立と子育て支援は、子どもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある。
- さらに、子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりが重要となっている。「子どもの居場所づくりに関する指針」¹⁹に基づき、地方公共団体や民間団体における安定的で質の高い居場所の運営など、現場のニーズに応じた多様な居場所づくりを支援していく。
- こうした多様なニーズを有する子育て世帯への支援については、支援基盤や自立支援の拡充に重点を置き、以下の対応を中心に進めるとともに、今後のニーズの増大等にも対応し、必要な支援を確実に提供していく。

子どもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進

- 子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

(貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るための子どもへの支援)

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもに対する伴走的な学習支援を拡充し、新たに受験料等を支援することで進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、子どもたちが、貧困によって食事が十分にとれなかったり、様々な体験に制約を受けることがなくなるよう、貧困家庭への宅食を行うとともに、地域にある様々な場所を活用して、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる食事や体験・遊びの機会の提供場所を設ける。こうした取組を通じて、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、子どもに対する地域の支援体制を

¹⁹ 令和5年12月22日閣議決定。

強化する。

(ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等)

- 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大し、より幅広いニーズに対応できる制度とする。また、幅広い教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金（自立支援教育訓練給付金）について、助成割合の引上げ等を行うとともに、ひとり親に対する就労支援事業等について、所得等が増加しても自立のタイミングまで支援を継続できるよう、対象者要件を拡大する。
- ひとり親家庭の自立を促進する環境整備を進めるため、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援を強化する。
- 養育費の履行確保のため、養育費の取決め等に関する相談支援や養育費の受取に係る弁護士報酬の支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る。
- 児童扶養手当の所得限度額について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から見直すとともに、3人以上の多子世帯についての加算額を拡充することとし、このための所要の法案を次期通常国会に提出する。

児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援

- 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトーチ型支援などを強化する。

(虐待の未然防止)

- 子育てに困難を抱える世帯やヤングケアラー等に対するプッシュ型・アウトーチ型支援を強化するため、こども家庭センターの全国展開を図るとともに、学校や地域とのつなぎ役の配置などにより、子育てに困難を抱える家庭や子どものSOSをできる限り早期に把握し、必要な支援を届けるための体制整備を推進する。また、子育て世帯への訪問支援などの家庭支援事業を拡充するとともに、宅食などのアウトーチ支援を充実する。
- 妊婦健診未受診の妊婦などを必要な支援につなげるため、継続的に訪問支援を行う事業を実施するとともに、生活に困難を抱える特定妊婦等に対する一時的な住まいの

提供や、子どもの養育等に関する相談・助言等を行う事業に取り組む。

(子ども・若者視点からの新たなニーズへの対応)

- 子ども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所がない子ども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所等を確保する。
- また、親からの虐待や貧困等に起因して様々な困難に直面する学生等に対し、食事提供・相談支援等のアウトリーチ型支援を行う。

(児童虐待への支援現場の体制強化)

- 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童相談所の職員の採用・人材育成・定着支援や業務軽減に向けたICT化等を行うとともに、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を促進する。

(虐待等を受けた子どもの生活環境等の整備)

- 子どもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアを推進するとともに、一時保護施設や児童養護施設等に入所している子どもの学習環境整備等の支援強化を図る。
- 子どもの権利擁護の環境整備や親子関係の再構築支援を推進する。
- 家庭養育環境を確保するための里親委託等を推進し、里親等委託率の向上を目指す。あわせて、里親支援センター等における特別養子縁組家庭等に対する情報提供、養育に関する助言等の支援を推進する。
- 社会的養護を経験した若者が自立した社会生活を送ることができるよう、住居の提供や生活相談等を行う事業について、年齢にかかわらず必要な支援を継続するとともに、課題に応じた個別対応の強化や生活の質の向上を図る。また、虐待経験がありながら公的支援につながることなく成人した者等に対する相談・助言、一時的な居住支援等を行う。

障害児支援、医療的ケア児支援等

- 子どもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実

現する。

(早期発見・早期支援等の強化)

- 保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なく子どもの育ちと家族を支える体制の構築を進める。

(地域における支援体制強化とインクルージョンの推進)

- 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。
- こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

(専門的な支援の強化等)

- 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもたちへの対応のため地域における連携体制を強化するとともに、医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受け入れ体制の整備を進める。
- また、補装具については、障害のある子どもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらず子どもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。
- 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。

3. 共働き・共育ての推進

(1) 男性育休の取得促進～「男性育休は当たり前」になる社会へ～

- 国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくための第一歩が男性育休の取得促進である。「男性育休は当たり前」に

なる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組む。このため、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。

- なお、こうした対応を図るに当たっては、各種施策によって、かえって女性側に家事・育児負担が偏ってしまうということのないように十分に留意しなければならない。

制度面の対応

- まず、制度面では、男性の育児休業取得率について、現行の政府目標（2025年までに30%）を大幅に引き上げる。具体的には、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）について育児休業の内容にも留意しつつ、先行的に目標の前倒しを進め、公務員、民間の双方について、以下のように男性の育児休業取得率の目標を引き上げる。

(男性の育児休業取得率の目標)

2025年 公務員 85%（1週間以上の取得率）、民間 50%

2030年 公務員 85%（2週間以上の取得率）、民間 85%

（参考）民間の直近の取得率²⁰：女性 80.2%、男性 17.13%

- また、2025年3月末で失効する次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）を改正し、その期限を延長した上で、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や、PDCAサイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けるとともに、今後の次世代育成支援において重要なのは「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であるという観点を明確化した上で、男性の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援、育児に必要な時間帯や勤務地への配慮等に関する行動が盛り込まれるように促す。あわせて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）における育児休業取得率の開示制度について、常時雇用する労働者数が300人超の事業主に拡充するため、所要の法案を次期通常国会に提出することとし、これを踏まえて有価証券報告書における開示を進める。

給付面の対応

- さらに給付面の対応として、いわゆる「産後パパ育休」（最大28日間）を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%（手取りで8割相当）から、80%（手取りで10割相当）へと引き上げる。
- 具体的には、子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産

²⁰ 厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」。

後休業後8週間以内)に、両親が共に14日以上の育児休業を取得した場合には、その期間の給付率を28日間を限度に引き上げることとし、2025年度から実施するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。

- 男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため、現行の育児休業期間中の社会保険料の免除措置及び育児休業給付の非課税措置に加えて、育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する取組を推進する。具体的には、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を行う。あわせて、「くるみん認定」の取得など、各企業の育児休業の取得状況等に応じた加算等による実施インセンティブの強化を図る。
- あわせて、男性育休の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化するため、2022年雇用保険法改正法²¹の附則の規定²²を踏まえ、
 - ・ 2024年度から、国庫負担割合を現行の1/80から本則の1/8に引き上げるとともに、
 - ・ 当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を2025年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組みを導入することとし、所要の法案を次期通常国会に提出する。

(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進～利用しやすい柔軟な制度へ～

- 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女が共に希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築するとともに、好事例の紹介等の取組を進める。
- こどもが3歳になるまでの場合においては、現行の育児・介護休業法上、短時間勤務を措置することが事業主に義務付けられており、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整等が努力義務となっている。これらに加え、新たに子育て期の有効な働き方の一つとして、テレワークも事業主の努力義務の対象に追加するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- また、こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、育児・介護休業法で、

²¹ 雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)。

²² 育児休業給付及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

柔軟な働き方を実現するため、①フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整、②テレワーク、③短時間勤務制度、④保育施設の設置運営等、⑤休暇から、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度（「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」）を創設する。さらに、現在は子どもが3歳になるまで請求することができる残業免除（所定外労働の制限）について、対象となる子どもの年齢を小学校就学前まで引き上げるため、所要の法案を次期通常国会に提出する。

- さらに、子や家庭の状況（例えば、障害児・医療的ケア児を育てる親やひとり親家庭等）から、両立が困難となる場合もある。労働者の離職を防ぐ観点から、事業主に対して、妊娠・出産等の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向を聴取し、その意向に対する自社の状況に応じた配慮を求めることするため、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- あわせて、育児中の柔軟な働き方として、男女ともに時短勤務を選択しやすくなるよう、「育児時短就業給付（仮称）」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を支給することとし、2025年度から実施するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- 上記の短時間勤務についても、男性育休促進と同様に、周囲の社員への応援手当支給等の体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化と併せて推進する。
- また、子どもが病気の際などに休みにくい等の問題を踏まえ、病児保育の拡充と併せて、こうした場合に休みやすい環境整備を行う。具体的には、子どもが就学前の場合に年5日間²³取得が認められる「子の看護休暇」について、対象となる子どもの年齢を小学校3年生修了時まで引き上げるほか、子どもの行事（入園式等）参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように休暇取得事由の範囲を見直すため、所要の法案を次期通常国会に提出するとともに、取得促進に向けた支援を行う。
- また、仕事と育児の両立に取り組む労働者的心身の健康を守るため、企業における勤務間インターバル制度の導入やストレスチェック制度の活用など、労働者の健康確保のために事業主の配慮を促す仕組みを導入するとともに、選択的週休3日制度の普及にも取り組む。
- こうした個々の制度の前提として、長時間労働の是正を始め、企業全体の働き方改

²³ 就学前の子どもが2人以上の場合は、年10日間。

革をより一層推進し、育児期の男女が共に職場からの帰宅後に育児や家事を行うことができるようになることが重要である。このため、まずは、2024年度からの時間外労働の上限規制の全面施行に向け、法制度の周知を徹底し、必要な支援を実施するとともに、更なる長時間労働の是正に向けて、実効性を高めるための一層の取組を推進していく。このことは、家族介護や不妊治療など、様々な事情を抱える方々が、仕事との両立を可能とし、各自の能力を発揮することにもつながるものである。

(3) 多様な働き方と子育ての両立支援～多様な選択肢の確保～

- 子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者についても失業給付や育児休業給付等を受給できるよう、新たに適用対象とし、適用対象者数²⁴や事業主の準備期間等を勘案して2028年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。
- 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、2026年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。

4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。
- こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成するため、優先案内や専門レーンを設置するなどの取組が国立博物館など国の施設において今春にスタートしており、利用者のニーズを踏まえつつ、こうした取組を他の公共施設や民間施設にも広げていくとともに、公共インフラのこども向け現場見学機会の増加など、有意義な体験の場を提供する。

²⁴ 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の雇用者数は2022年に約488万人。

- また、鉄道やバスなどにおけるベビーカー使用者のためのフリースペース等の設置や分かりやすい案内の促進とともに、公共交通機関等において、妊産婦や乳幼児連れの方を含め、配慮が必要な方に対する利用者の理解・協力を啓発する取組を推進する。
- さらに、「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同する企業・個人・地方自治体などに「こどもまんなか応援センター」となっていただき、「今日からできること」を実践し、取り組んだ内容を自らSNSなどで発表する「こどもまんなか応援プロジェクト」の取組を始め、こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開や各地域でリレーシンポジウムを開催するなど、こどもや子育てにやさしい社会の輪が、全国に広がっていくよう取り組んでいく。
- もとよりこうした意識改革は、少子化の危機的な状況、そして今のこどもを取り巻く状況や、子育て世帯の負担がいかに大きなものかということをより多くの方に理解していただくことによって、自然と周囲の協力が行われることが望ましい。社会の意識を変えていくことは簡単ではないが、大きな挑戦と捉え、様々な手法で国民的な議論を起こし、より多くの方の理解と行動を促していく。

III-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

- III-1. の 1. ~ 4. で掲げた給付面の改革や意識改革と並行して、次のような財政面の改革に取り組む。

(見える化)

- こども家庭庁の下に、2025 年度に、こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設し、既存の（特別会計）事業²⁵を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

(予算規模)

- 「加速化プラン」の予算規模²⁶は、各年度の予算編成を通じて決定されていくこととなるが、現時点の見込みでは、
 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組 1.7 兆円程度
 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 1.3 兆円程度
 3. 共働き・共育ての推進 0.6 兆円程度全体として 3.6 兆円程度の充実となる。
- 2030 年代に入るまでの少子化対策のラストチャンスを逃さないよう、徹底した歳出改革等や構造的賃上げ・投資促進の取組を複数年にわたって先行させつつ、「加速化プラン」の大宗を 3 年間（2026 年度まで）で実施する。

(財源の基本骨格)

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028 年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用する。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果²⁷を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこととする。

「加速化プラン」の実施が完了する 2028 年度までに、②の既定予算の最大限の活用等、③の歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により、3.6 兆円程度の安

²⁵ 年金特別会計子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計雇用勘定（育児休業給付）。

²⁶ 国・地方の事業費ベース。

²⁷ 高齢化等に伴い、医療・介護の給付の伸びが保険料の賦課ベースとなる雇用者報酬の伸びを上回っており、このギャップにより、保険料率は上昇している。若者・子育て世帯の手取り所得を増やすためにも、歳出改革と賃上げによりこのギャップを縮小し、保険料率の上昇を最大限抑制する。

定財源を確保する²⁸。

なお、消費税など子ども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

- ② 既定予算の最大限の活用等²⁹については、子ども・子育て拠出金など既定の保険料等財源や、社会保障と税の一体改革における社会保障充実枠の執行残等³⁰の活用などにより、2028年度までに、全体として1.5兆円程度の確保を図る。
- ③ 歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」³¹における医療・介護制度等の改革³²を実現することを中心に取り組み、これまでの実績³³も踏まえ、2028年度までに、公費節減効果について1.1兆円程度の確保を図る。歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果³⁴を生じさせ、その範囲内で、2026年度から段階的に2028年度にかけて支援金制度を構築することとし、2028年度に1.0兆円程度³⁵の確保を図る。
- ④ 2028年度にかけて安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして、子ども・子育て支援特例公債（子ども金庫が発行する特会債³⁶）を発行する³⁷。

²⁸ 子ども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源もこの中で併せて確保する。

²⁹ 子ども・子育て予算の既定の財源（社会保障と税の一体改革の中で確保した財源、子ども・子育て拠出金や育児休業給付のための雇用保険料など）について予算の執行状況を踏まえて最大限活用することを始めとして、国・地方の社会保障関係の既定予算の執行の精査等を通じた財源の確保に取り組むこと。

³⁰ 社会保障充実枠の執行状況を踏まえて使途の見直しを行うほか、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分も活用する。

³¹ 令和5年12月22日閣議決定。

³² 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の医療・介護制度等の改革のうち、「①来年度（2024年度）に実施する取組」、「②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組」。

³³ 社会保障関係費等の歳出の目安の下での歳出改革により、2013年度から2022年度までの9年間で、子ども・子育て関連予算（国・地方を合わせた公費ベース）を年平均0.18兆円程度増加させてきている。

³⁴ 2023・2024年度分は0.33兆円程度（2023年度分0.15兆円及び2024年度分0.17兆円）の見込み（歳出改革による社会保険負担軽減額から医療・介護の制度改革による追加的な社会保険負担額を差し引いて計算したもの）。その際、物価上昇を上回る賃上げの実現に向け、政府が総力を挙げて異例の取組を行う中、こうした取組により雇用者報酬の増加率が上昇することを通じて生じる社会保険負担軽減効果も踏まえ、医療・介護の現場従事者の賃上げ（一人当たり雇用者報酬の増加率と見込まれるものとの範囲内）に確実に充当される加算措置及び能力に応じた全世代の支え合いの観点から実施する制度改革等による影響額を、上記の追加的な社会保険負担額から控除して計算）。

³⁵ 年度ベース。公費負担分（②の既定予算の活用等と③のうち歳出改革による公費節減により確保）を除く。

³⁶ 子ども金庫創設前の2024年度は年金特別会計（子ども・子育て支援勘定）の負担で発行し、子ども金庫に承継する。

³⁷ 子ども・子育て支援特例公債は、子ども金庫の歳入から償還する。償還期間は、利払い・償還に係る負担を将来世代に極力先送りしないようにする観点から、2051年度までとする。

- ⑤ 上記の安定財源とは別に、授業料後払い制度の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえ HECS 債（仮称）³⁸による資金調達手法を導入する。
- 上記の基本骨格等に基づき、「加速化プラン」に盛り込まれた施策を実施するために必要な法案とともに、こども金庫の創設及び支援金制度の導入等に関する法案³⁹を、次期通常国会に提出する。

³⁸ 独立行政法人日本学生支援機構において、授業料後払い制度を他の奨学金制度と区分した上で、その財源として財政融資資金から借り入れを行う。

³⁹ 概要は別紙参照。

III-3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」を実施することにより、こども一人当たりの家族関係支出で見て、我が国のことども・子育て関係予算（GDP 比で 11.0%）は、OECD トップ水準のスウェーデン（15.4%）に達する水準（一定の前提を置いて試算すると 16%程度）となり⁴⁰、画期的に前進する。
- また、「加速化プラン」を実施することにより、国のことども家庭庁予算（2022 年度 4.7 兆円）は約 5 割増加すると見込まれる⁴¹。さらに、育児休業については、新たな男性育休の取得目標の下での職場の意識改革や制度拡充⁴²の効果により関連予算が倍増していくと見込まれる。
- ことども・子育て政策の充実は、決して、「加速化プラン」で終わるものではない。ことども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算を更に検討し、ことども家庭庁予算で見て、2030 年代初頭までに、国の予算又はことども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。今後更に政策の内容の充実を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかあらゆる選択肢を視野に入れて更に検討する。

⁴⁰ 2019 年度の国際比較をベースにその後の我が国におけることども・子育て予算充実や 2022 年度時点の人口の影響を加味した上で、「加速化プラン」の実施の影響見込み額を考慮して試算したもの。ことども一人当たりは 18 歳以下人口で試算。試算結果は経済状況や人口動態に応じて変動することに留意が必要。

⁴¹ 一定の仮定を置いた試算。なお、国・地方の事業費ベースで見ると、2022 年度（約 8 兆円）の約 4 割増となると見込まれる。また、「加速化プラン」とは別に公教育の再生等のための支出が行われる。

⁴² 「加速化プラン」においては、育児休業給付（2022 年度 0.7 兆円程度）に関連して、給付率の引上げ、時短勤務をした際の給付の創設、自営業者等に対する育児期間中の保険料免除制度の創設、体制整備を行う中小企業に対する助成の大幅強化等が盛り込まれている。

IV. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

- 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することにより、以下に掲げる「こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則」を実現するため、今後3年間の集中取組期間における「加速化プラン」の実施状況や各種施策の効果等を検証しつつ、こども・子育て政策の適切な見直しを行い、PDCAを推進していく⁴³。
- その際には、現行のこども・子育て政策が、これまでの経緯などから、医療保険や雇用保険、子ども・子育て支援制度など様々な制度が関わっており、その結果、制度間の縦割りや不整合といった問題や、申請手続・窓口が異なるために制度を利用しづらいといった問題が指摘されてきているほか、費用負担など財政構造も制度ごとに異なっている状況にあることを見直し、「総合的な制度体系」を構築する観点から、現行の関連制度を一つの制度に統合していくことも視野に置き、給付と負担の関係を含めて、その全体像が国民にとって分かりやすい制度としていく。

～こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則～

1. こどもを生み、育てるなどを経済的理由であきらめない

- 第一に、こどもを生み、育てるなどを経済的理由であきらめない社会の実現である。このため、「加速化プラン」の「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、高等教育費の負担や奨学金の返済などが少子化の大きな要因の一つとなっているとの指摘があることに鑑み、奨学金制度の更なる充実や授業料負担の軽減など、高等教育費の負担軽減を中心に、ライフステージを通じた経済的支援の更なる強化や若い世代の所得向上に向けた取組について、適切な見直しを行う。

2. 身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てられる

- 第二に、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができる社会の実現である。このためには「加速化プラン」の「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、適切な見直しを行う。

⁴³ 「こども大綱」の下で「加速化プラン」を含む具体的な施策のPDCAを推進していく。

3. どのような状況でも子どもが健やかに育つという安心感を持つ

- 第三に、どのような状況でも子どもが健やかに育つという安心がある社会の実現である。このためには「加速化プラン」の「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、適切な見直しを行う。

4. 子どもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる

- 第四に、子どもを育てながら、キャリアや趣味など人生の幅を狭めることなく、夢を追いかけられる社会の実現である。このためには「加速化プラン」の「共働き・共育ての推進」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、適切な見直しを行う。

おわりに

- 本戦略は、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめたものであり、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容を明らかにするとともに、将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示している。
- 本戦略に基づくこども・子育て政策の抜本的な強化に向け、少子化の克服に向けた基本的な政策の企画立案・総合調整をつかさどるこども家庭庁が中心となり、文部科学省や厚生労働省等の関係省庁と連携し、こども・若者や子育て当事者の視点に立って、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づきこども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」の実行と併せて政府を挙げて、取り組んでいく。
- その際、本戦略に基づく制度や施策の内容、意義、目指す姿を国民一人一人に分かりやすいメッセージで伝えるとともに、社会全体でこども・子育て世帯を応援するという気運を高め、社会の意識改革を進めていく国民運動を、経済界や地方自治体など幅広い関係者の参画と協力を得ながら展開する。

(参考) これまでのこども・子育て政策の変遷～1.57ショックからの30年～

- 我が国で「少子化」が政策課題として認識されるようになったのは、1990年といわれる「1.57ショック」以降である。1989年の合計特殊出生率が1.57となり、戦後最低の合計特殊出生率となったことを契機に、政府は対策をスタートさせ、1994年12月には4大臣（文部・厚生・労働・建設）合意に基づく「エンゼルプラン」が策定された。
- これに基づき「緊急保育対策等5か年事業」として、保育の量的拡大、多様な保育（低年齢児保育、延長保育等）の充実などについて、数値目標を定めて取組が進められたが、同時期に「ゴールドプラン」に基づき基盤整備を進めた高齢社会対策と比べるとその歩みは遅く、また、施策の内容も保育対策が中心であった。
- 2000年代に入ると対策の分野は保育だけでなく、雇用、母子保健、教育等にも広がり、2003年には少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）が制定された。翌年には「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになった。
- また、次世代育成支援対策推進法により、2005年4月から、国や地方公共団体に加え、事業主も行動計画を策定することとなり、職域における「両立支援」の取組が進められるようになった。
- このように法的な基盤は整えられていったものの、こども・子育て分野への資源投入は限定的であり、例えば家族関係社会支出の対GDP比は、1989年度の0.36%に対し、1999年度には0.53%とわずかな伸びにとどまった。
- 2010年代に入り、「社会保障と税の一体改革」の流れの中で大きな転機が訪れた。消費税率の引上げに伴う社会保障の充実メニューとして、こども・子育て分野に0.7兆円規模の財源が充てられることとなり、さらに、2017年には「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）により、「人づくり革命」の一環として追加財源2兆円が確保された。
- こうした安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対GDP比は、2013年度の1.13%から2020年度には2.01%まで上昇した。
- これまで累次にわたり策定してきた「少子化社会対策大綱」は、本年4月に施行されたこども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」に引き継がれることとなった⁴⁴。

⁴⁴ 同月に創設されたこども家庭庁は、結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとされている（こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）第4条第2項第2号）。

(別紙) こども・子育て支援特別会計とこども・子育て支援金制度

- 以下の内容に沿って2024年通常国会への法案提出に向けて、引き続き検討する。

1 こども・子育て支援特別会計

(骨格と見える化)

- こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）として、2025年度から、こども・子育て支援特別会計（仮称）を設置し、特定の財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理する。
- 同特別会計は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援に係る事業を経理する「こども・子育て支援勘定」（仮称）と雇用保険法に基づく育児休業等給付に係る事業を経理する「育児休業等給付勘定」（仮称）に区分する。
- これにより、こども・子育て政策に関して、予算の一覧性が高まるとともに、給付と拠出の関係がより一層明確化される。

(特別会計における歳入)

- 同特別会計における歳入は、主に以下のとおりとする。

- ・ 一般会計からの繰入金
- ・ 子ども・子育て拠出金
- ・ 育児休業給付に充てる雇用保険料
- ・ こども・子育て支援納付金（仮称）（以下「支援納付金」という。）
- ・ こども・子育て支援特例公債（仮称）の収入

(特別会計における歳出)

- 同特別会計における歳出は、主に以下のとおりとする。このうち※については、支援納付金を充当する⁴⁵。
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業等
 - ・ 雇用保険法に基づく育児休業給付
 - ・ 出産・子育て応援給付金の制度化（※）
 - ・ 共働き・共育てを推進するための経済支援（両親が共に一定期間以上の育児休業を取得した場合の育児休業給付率の引上げに相当する部分、育児時短就業給付（仮称）の創設、自営業者・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置

⁴⁵ これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえつつ、「加速化プラン」に基づく制度化等により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある制度に充てる。具体的には、まず、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳のこどもに係る支援から充当することとし、事業名及び支援納付金による各事業額に対する充当割合を法定する。

としての国民年金第1号被保険者についての育児期間に係る保険料免除措置の創設)

(※)

- ・ こども誰でも通園制度（仮称）（※）⁴⁶
- ・ 児童手当（※）⁴⁷

- なお、支援納付金の収納が満年度化するまでの間、支援納付金を充当する事業に要する費用について、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行する。支援納付金はその償還にも充当できる。
- あわせて、支援納付金やこども・子育て支援特例公債の収入に係る決算剰余金が、支援納付金を充当する経費以外に使われることのないよう、こども・子育て支援勘定に、こども・子育て支援資金（仮称）を設置して分別管理する⁴⁸。

2 こども・子育て支援金制度

（骨格）

- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内でこども・子育て支援金制度（仮称）を構築する。
- これは、少子化対策に充てる費用について、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く拠出していく仕組みとする。
- こども・子育て支援金（仮称）（以下「支援金」という。）の充当対象事業に係る費用の拠出のため、医療保険者に、支援納付金の納付をお願いし、医療保険者がその納付に充てる費用として、被保険者等から保険料と合わせて支援金を徴収する。

（支援納付金）

- 各年度における支援納付金の総額は、支援納付金を充当する事業の所要額が毎年変動するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた上述の実質的な

⁴⁶ 現物給付であり、地域によって提供体制の整備状況が異なることから、類似する現行制度における財源構成も踏まえ公費により一部を負担することとし、支援納付金 1/2・公費 1/2(国 1/4・都道府県 1/8・市町村 1/8)とする(2028 年度以降の本則ベース)。

⁴⁷ 「加速化プラン」において全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するための拡充を図ることから、現行制度における財源構成も踏まえつつ、支援納付金を財源の一つとして位置付けることとし、3歳未満被用者については支援納付金 3/5・子ども・子育て拠出金 2/5、3歳未満非被用者については支援納付金 3/5・公費 2/5(国 4/15・都道府県 1/15・市町村 1/15)、3歳以上被用者・非被用者については支援納付金 1/3・公費 2/3(国 4/9・都道府県 1/9・市町村 1/9)とする(2028 年度以降の本則ベース)。

⁴⁸ 子ども・子育て拠出金に係る決算剰余金については、拠出金収入の減により歳入が歳出を下回る場合等に備え、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金として積み立てられているとともに、育児休業給付に充てる雇用保険料に係る決算剰余金については、将来の育児休業給付費の増大に充てるため、労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付資金に組み入れられている。こども・子育て支援特別会計においても、こうした観点から、引き続き積立金及び育児休業給付資金を設ける。

社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定する。

- 支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおりとする。
 - ・ 後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分（現行の出産育児支援金における按分と同様）
 - ・ 被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
 - ・ 被用者保険間：総報酬に応じて按分（現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様）
- 支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務⁴⁹については、介護納付金の事務を参考としつつ⁵⁰、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。

（支援金）

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金については、被用者保険、国民健康保険・後期高齢者医療制度それぞれの各医療保険者の支援納付金総額に照らし医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、医療保険者ごとに設定⁵¹する。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等⁵²を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する⁵³。
- 上記の措置に加え、国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の金額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる⁵⁴。
- また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における支援金の賦課に当たっては、負担の公平性の観点から、金融所得を勘案することについて、引き続き検討を行う。

（医療保険者に対する財政支援等）

⁴⁹ 支援納付金の徴収に当たっての概算及び精算の事務等を指す。

⁵⁰ 現行、介護納付金の事務が存在しない後期高齢者医療制度については、介護納付金又は出産育児支援金の事務を参考とする。

⁵¹ 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

⁵² 国民健康保険における未就学児分の均等割軽減、産前産後期間分の免除、後期高齢者医療制度における、被用者保険の被扶養者であった者に係る均等割軽減（2年間、5割）及び所得割免除、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における条例に基づく減免を可能とする措置等

⁵³ 各措置に対応する公費負担についても、医療保険制度の例を踏まえて対応。

⁵⁴ 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもに係る10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとする。

- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる⁵⁵。また、施行時の措置として、医療保険者における準備金等の必要な経費について、必要な措置を検討する。

(実施時期等)

- 支援金制度は、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減効果を生じさせた範囲内で構築するものであり、また、その徴収に当たっては、医療保険者や社会保険診療報酬支払基金等における相当程度の準備作業が必要であり、後期高齢者医療制度における保険料改定作業等も踏まえる必要がある。
- こうした点を踏まえ、支援金制度は、2026 年度から開始して 2028 年度までに段階的に構築することとする。あわせて、法律において、支援金制度は上述の実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することや、2028 年度までの各年度の支援金総額、歳出改革（全世代型社会保障制度改革）の推進の基本的考え方など、必要な事項を規定する。

⁵⁵ 具体的には以下の措置等を講じる方向で検討。

- ・ 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- ・ 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- ・ 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- ・ 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付けができることとする。
- ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- ・ 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- ・ 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- ・ 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置付ける。